

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十一月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月三十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 高 師 功

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 青山熊谷線
- 三 道路の区域

|   |                 |
|---|-----------------|
| 新   | 旧<br>新<br>別     |
| 東松山市大字岡字前谷三九<br>三五番一地从から<br>同市大字岡字八幡一〇二九<br>番地先まで | 区<br>間          |
| 一〇・六四〇・三六<br>一〇・六四〇・三七                            | 敷地の幅員<br>(メートル) |
| 一二七二・〇〇   | 延長<br>(メートル)    |
| 道路改築工事<br>一部区間を一般国道四百<br>七号と重複                    | 備<br>考          |